

生産緑地
所有者様

特定生産緑地の 指定申出を受け付けます

生産緑地の指定から30年の期限を迎える生産緑地を対象に、特定生産緑地の指定申出を受け付けます。なお、特定生産緑地の指定期限は10年で、生産緑地の税制優遇が継続されます。

■受付対象

令和8年～令和12年に、指定から30年を迎える生産緑地
(指定後30年期限日が令和8年～令和12年の生産緑地)

※ 指定後30年期限日が令和8年の生産緑地は、今回が特定生産緑地指定の最後の機会です。

■期間

令和7年**12月19日(金)**～令和8年**1月19日(月)**

受付時間：午前8時30分～正午
午後1時～5時

■場所

川崎市都市農業振興センター農地課
〒213-0015

川崎市高津区梶ヶ谷 2-1-7
JAセレサ梶ヶ谷ビル2階
※旧中央農協本店の建物です。

※期間前も相談は受け付けます。



■提出方法：次の①、②のいずれか

- ① 提出書類の窓口への持参
- ② 郵送（1月19日消印有効）

※郵送の場合、配達上の書類紛失を防ぐため、原則、簡易書留による発送をお願いします。

■提出書類：市HP「特定生産緑地制度」参照

川崎市 特定生産緑地制度

検索



市HP

【問合せ先】 川崎市都市農業振興センター農地課保全係

TEL 044-860-2461、28nouti@city.kawasaki.jp



ウラ面へ

特定生産緑地制度について

特定生産緑地制度の概要

生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村長は生産緑地指定の告示から30年経過するまでに、生産緑地を特定生産緑地として指定できる

特定生産緑地に指定する

30年経過後も

- ▶ 建築行為等
→引き続き制限される
- ▶ 固定資産税等
→引き続き農地課税
- ▶ 特定生産緑地
→10年毎に更新可能

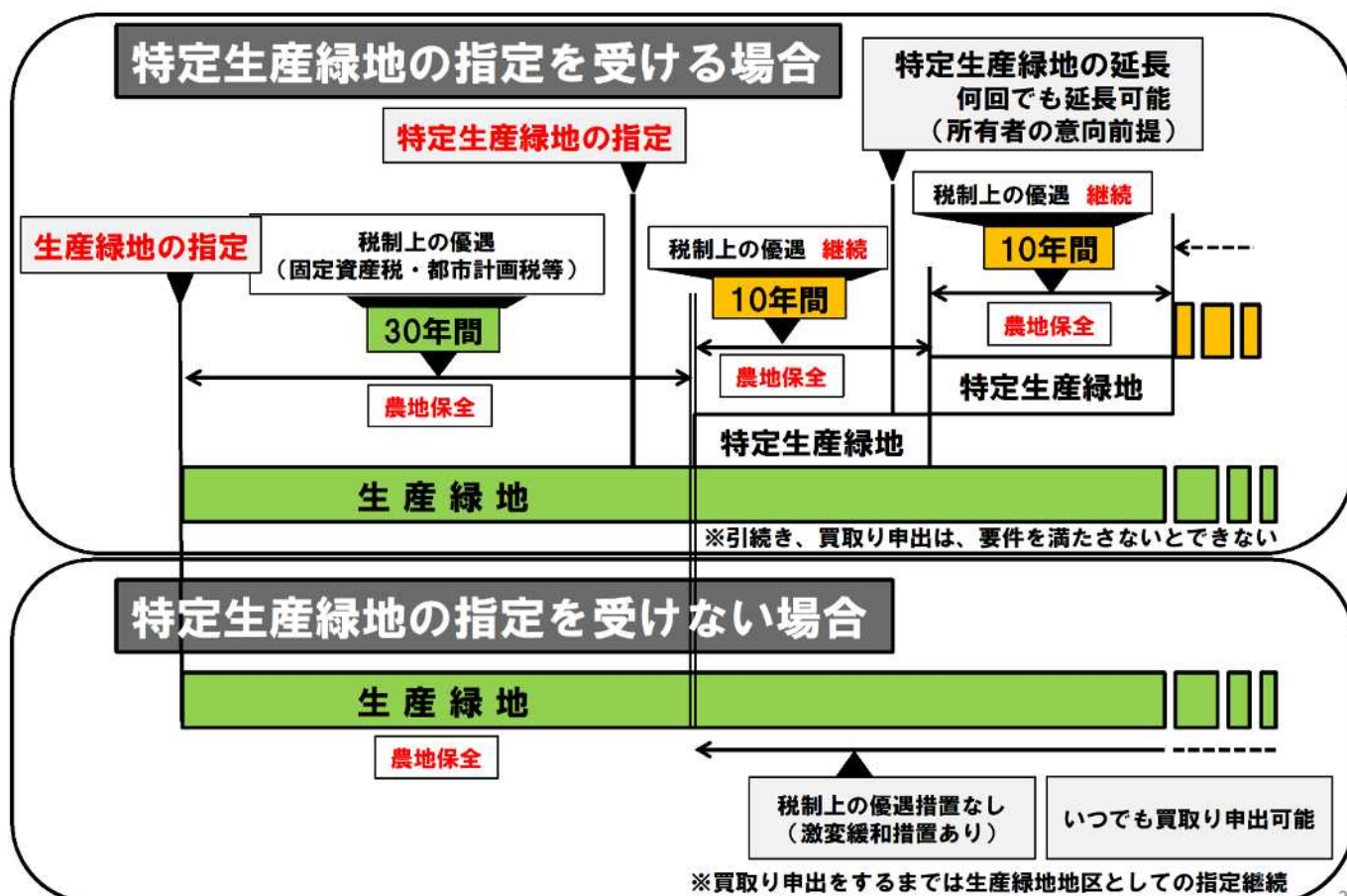
特定生産緑地に指定しない

30年経過後は

- ▶ 買取り申出が可能となる
- ▶ 固定資産税等
→宅地並課税
- ▶ 特定生産緑地
→指定できない

1

特定生産緑地の指定について



2